

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1）

目次

第1	意思能力	1
第2	意思表示	1
1	心裡留保（民法第93条関係）	1
2	錯誤（民法第95条関係）【部会資料79Bで検討】	1
3	詐欺（民法第96条関係）	1
4	意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）	1
5	意思表示の受領能力（民法第98条の2関係）	1
第3	代理	2
1	代理行為の瑕疵－原則（民法第101条第1項関係）	2
2	代理行為の瑕疵－例外（民法第101条第2項関係）	2
3	代理人の行為能力（民法第102条関係）	2
4	復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）	3
5	自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）	3
6	代理権の濫用	3
7	代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）	3
8	代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）	3
9	無権代理人の責任（民法第117条関係）	4
第4	無効及び取消し	4
1	法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果	4
2	追認の効果（民法第122条関係）	4
3	取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）	5
第5	条件及び期限	5
1	効力始期の新設並びに条件及び期限の概念の整理	5
2	不正な条件成就	6
第6	債権の目的（法定利率を除く。）	6
1	特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）	6
2	種類債権の目的物の特定（民法第401条第2項関係）	6
3	選択債権	6
	(1) 第三者の選択権（民法第409条第1項関係）	6
	(2) 不能による債権の特定（民法第410条関係）	6
第7	履行請求権等	7
1	履行請求権と履行の不能	7

2	履行の強制（民法第414条関係）	7
	(1) 民法第414条第1項関係	7
	(2) 民法第414条第2項・第3項関係	7
第8	債務不履行による損害賠償	7
1	債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）	7
2	債務の履行に代わる損害賠償の要件	8
3	不確定期限における履行遅滞（民法第412条第2項関係）	8
4	履行遅滞中の履行不能	8
5	代償請求権	8
6	損害賠償の範囲（民法第416条関係）	8
7	過失相殺（民法第418条関係）	9
8	賠償額の予定（民法第420条第1項関係）	9
第9	契約の解除	9
1	催告解除の要件（民法第541条関係）	9
2	無催告解除の要件（民法第542条・第543条関係）	9
3	債権者に帰責事由がある場合の解除	10
4	契約の解除の効果（民法第545条第2項関係）	10
5	解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第548条第1項関係）	10
第10	危険負担	10
1	危険負担に関する規定の削除（民法第534条・第535条関係）	10
2	反対給付の履行拒絶（民法第536条関係）	10
第11	受領遅滞	10
第12	債権者代位権	11
1	債権者代位権の要件（民法第423条第1項関係）	11
2	債権者代位権の要件（民法第423条第2項関係）	11
3	代位行使の範囲	11
4	直接の引渡し等	11
5	相手方の抗弁	12
6	債務者の取立てその他の処分の権限等	12
7	訴えによる債権者代位権の行使	12
8	登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権	12
第13	詐害行為取消権	12
1	受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第1項関係）	12
2	受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第2項関係）	13
3	相当の対価を得てした財産の処分行為の特則	13
4	特定の債権者に対する担保の供与等の特則	13
5	過大な代物弁済等の特則	14
6	転得者に対する詐害行為取消権の要件	14
7	詐害行為取消権の行使の方法	14

8	詐害行為の取消しの範囲.....	15
9	直接の引渡し等.....	15
10	詐害行為の取消しの効果（民法第425条関係）.....	15
11	受益者の反対給付.....	16
12	受益者の債権.....	16
13	転得者の反対給付及び債権.....	16
14	詐害行為取消権の期間の制限（民法第426条関係）.....	16

第1 意思能力

法律行為の当事者がその法律行為の時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする。

第2 意思表示

1 心裡留保（民法第93条関係）

民法第93条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が、その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。
- (2) (1)による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

2 錯誤（民法第95条関係）【部会資料79Bで検討】

3 詐欺（民法第96条関係）

民法第96条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- (2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

4 意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）

民法第97条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 相手方に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- (2) 相手方が正当な理由なく意思表示の通知を受けることを拒んだときは、その意思表示の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- (3) 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

5 意思表示の受領能力（民法第98条の2関係）

民法第98条の2の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しない状態であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後又は意思能力を回復した相手方がその意思表示を知った後は、この限りでない。
- (2) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。(民法第98条の2と同文)

第3 代理

1 代理行為の瑕疵一原則（民法第101条第1項関係）

民法第101条第1項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

2 代理行為の瑕疵一例外（民法第101条第2項関係）

民法第101条第2項の規律を次のように改めるものとする。

特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

3 代理人の行為能力（民法第102条関係）

民法第102条の規律を次のように改めるものとする。

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

- (注1) 民法第13条第1項に掲げる行為（被保佐人がその保佐人の同意を得なければならぬ行為）に次の行為を加えるものとする。

民法第13条第1項に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

- (注2) 民法第120条第1項に次の規律を加えるものとする。

制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は、当該他の制限行為能力者又はその承継人も、取り消すことができる。

4 復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）
民法第105条を削除するものとする。

5 自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）

民法第108条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
- (2) (1)本文に定めるもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

6 代理権の濫用

代理権の濫用について、次のような規律を設けるものとする。

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方が当該目的を知り、又は知ることができたときは、当該行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

7 代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）

民法第109条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。（民法第109条と同文）
- (2) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、(1)によりその他人が第三者との間でした行為についてその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、当該行為について、その責任を負う。

8 代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）

民法第112条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知ら

- なかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。
- (2) 他人に代理権を与えた者は、(1)によりその他人が第三者との間でした行為についてその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、当該行為について、その責任を負う。

9 無権代理人の責任（民法第117条関係）

民法第117条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。
- (2) (1)は、次のいずれかに該当するときは、適用しない。
- ア 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- イ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- ウ 他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったとき。

第4 無効及び取消し

1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果

法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。
- (2) (1)にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に民法第121条本文の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- (3) (1)にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

2 追認の効果（民法第122条関係）

民法第122条ただし書を削除するものとする。

- 3 取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）
民法第124条の規律を次のように改めるものとする。
- (1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。
 - (2) 次のいずれかに該当するときは、(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。
 - ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。
 - イ 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

第5 条件及び期限

1 効力始期の新設並びに条件及び期限の概念の整理

(1) 効力始期の新設

効力始期について、次のような規律を設けるものとする。

ア 効力始期（将来到来することが確実な事実法律行為の効力の発生を係らしめることをいう。以下同じ。）を付した法律行為は、期限が到来した時からその効力を生ずる。

イ 民法第128条及び第129条の規定は、効力始期について準用する。

(2) 条件及び期限の概念の整理

民法第127条第1項及び第2項並びに第135条を次のように改めるものとする。

ア 条件

(7) 停止条件（将来到来するかどうか不確定な事実法律行為の効力の発生を係らしめることをいう。以下同じ。）を付した法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

(イ) 解除条件（将来到来するかどうか不確定な事実法律行為の効力の消滅を係らしめることをいう。以下同じ。）を付した法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

イ 期限

(7) 請求始期（将来到来することが確実な事実法律行為の履行の請求を可能とすることを係らしめることをいう。）を付した法律行為は、期限が到来するまで、その履行を請求することができない。

(イ) 終期（将来到来することが確実な事実法律行為の効力の消滅を係らしめることをいう。）を付した法律行為は、期限が到来した時からその効

力を失う。

2 不正な条件成就

不正な条件成就について、次のような規律を設けるものとする。

条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

第6 債権の目的（法定利率を除く。）

1 特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）

民法第400条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

2 種類債権の目的物の特定（民法第401条第2項関係）

民法第401条第2項の規律を次のように改めるものとする。

民法第401条第1項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、債権者から与えられた権利を行使してその給付すべき物を指定し、又は債権者との合意によりその給付すべき物を定めたときは、以後その物を債権の目的物とする。

3 選択債権

(1) 第三者の選択権（民法第409条第1項関係）

民法第409条第1項の規律を次のように改めるものとする。

ア 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によってする。（民法第409条第1項と同文）

イ アの意思表示は、債権者及び債務者の承諾を得なければ、撤回することができない。

(2) 不能による債権の特定（民法第410条関係）

民法第410条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

第7 履行請求権等

1 履行請求権と履行の不能

履行請求権と履行の不能について、次のような規律を設けるものとする。
債権者は、債務者に対し、その債務の履行を請求することができる。ただし、債務の履行が契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、この限りでない。

2 履行の強制（民法第414条関係）

(1) 民法第414条第1項関係

民法第414条第1項の規律を次のように改めるものとする。

債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(2) 民法第414条第2項・第3項関係

民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。

(注1) 民法第414条第2項本文及び第3項の削除に伴い、民事執行法第171条第1項の規律を次のように改めるものとする。【P】

ア 作為を目的とする債務についての強制執行は、執行裁判所が、債務者の費用で第三者にこれをさせる旨を命ずる方法により行う。

イ 不作為を目的とする債務についての強制執行は、執行裁判所が、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべき旨を命ずる方法により行う。

(注2) 民法第414条第2項ただし書の削除に伴い、民事執行法第174条第1項本文の規律を次のように改めるものとする。【P】

法律行為を目的とする債務について、その意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。

第8 債務不履行による損害賠償

1 債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）

民法第415条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき（債務の履行が不能であるときを含む。）は、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) (1)の債務の不履行が、契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債権者は、その債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求することができない。

2 債務の履行に代わる損害賠償の要件

債務の履行に代わる損害賠償の要件について、次のような規律を設けるものとする。

1により損害賠償の請求をすることができる場合において、次のいずれかに該当するときは、債権者は、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の履行をする意思がない旨を明らかにしたとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、当該契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

3 不確定期限における履行遅滞（民法第412条第2項関係）

民法第412条第2項の規律を次のように改めるものとする。

債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。

4 履行遅滞中の履行不能

履行遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰ることができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

5 代償請求権

代償請求権について、次のような規律を設けるものとする。

債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務者がその債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度で、債務者に対し、当該権利の移転又は当該利益の償還を請求することができる。

6 損害賠償の範囲（民法第416条関係）

民法第416条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。(民法第416条第1項と同文)
- (2) 特別の事情によって生じた損害であっても、債務者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

7 過失相殺（民法第418条関係）

民法第418条の規律を次のように改めるものとする。

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

8 賠償額の予定（民法第420条第1項関係）

民法第420条第1項後段を削除するものとする。

第9 契約の解除

1 催告解除の要件（民法第541条関係）

民法第541条の規律を次のように改めるものとする。

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 無催告解除の要件（民法第542条・第543条関係）

民法第542条及び第543条の規律を次のように改めるものとする。

次のいずれかに該当するときは、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 履行の全部又は一部が不能であるとき。
- (2) 履行の一部が不能である場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (3) 債務者がその債務の履行をする意思がない旨を明らかにしたとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) (1)から(4)までの場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者がその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 債権者に帰責事由がある場合の解除

債権者に帰責事由がある場合の解除について、次のような規律を設けるものとする。

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、1及び2による契約の解除をすることができない。

4 契約の解除の効果（民法第545条第2項関係）

民法第545条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。（民法第545条第2項と同文）
- (2) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後にその物から生じた果実を返還しなければならない。

5 解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第548条第1項関係）

民法第548条第1項の規律を次のように改めるものとする。

解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

第10 危険負担

1 危険負担に関する規定の削除（民法第534条・第535条関係）

民法第534条及び同法第535条を削除するものとする。

2 反対給付の履行拒絶（民法第536条関係）

民法第536条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。
- (2) 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

第11 受領遅滞

民法第413条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合

- において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供があった時からその物の引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、その物を保存しなければならない。
- (2) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによつて、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。
- (3) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつて債務の履行が不能となったときは、債権者は、次に掲げる行為をすることができない。
- ア 第9の2(1)又は(2)による契約の解除
- イ 第10の2(1)による反対給付の履行の拒絶
- (4) (3)の場合において、債務者は、債務の履行が不能となったことによつて生ずべき一切の責任を負わない。

第12 債権者代位権

- 1 債権者代位権の要件（民法第423条第1項関係）
- 民法第423条第1項の規律を次のように改めるものとする。
- 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差し押さえることができない権利は、この限りでない。
- 2 債権者代位権の要件（民法第423条第2項関係）
- 民法第423条第2項の規律を次のように改めるものとする。
- (1) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、1の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。
- (2) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、1の権利を行使することができない。
- 3 代位行使の範囲
- 代位行使の範囲について、次のような規律を設けるものとする。
- 債権者は、1により債務者に属する権利を行使する場合において、当該権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該権利を行使することができる。
- 4 直接の引渡し等
- 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、1により債務者に属する権利を行使する場合において、当該権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、当該権利は、これによって消滅する。

5 相手方の抗弁

相手方の抗弁について、次のような規律を設けるものとする。

債権者が1により債務者に属する権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

6 債務者の取立てその他の処分の権限等

債務者の取立てその他の処分の権限等について、次のような規律を設けるものとする。

債権者が1により債務者に属する権利を行使した場合であっても、債務者は、当該権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、当該権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

7 訴えによる債権者代位権の行使

訴えによる債権者代位権の行使について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、1により訴えをもって債務者に属する権利を行使したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権

登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権について、次のような規律を設けるものとする。

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、譲渡人に属する当該権利を行使することができる。この場合においては、5から7までを準用する。

第13 詐害行為取消権

1 受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第1項関係）

民法第424条第1項の規律を次のように改めるものとする。

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この第13において「受益者」という。）がその行為の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第2項関係）

民法第424条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 1は、財産権を目的としない行為については、適用しない。
- (2) 債権者は、その債権が1の行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の取消しの請求をすることができる。
- (3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、1の取消しの請求をすることができない。

3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則

相当の対価を得てした財産の処分行為について、次のような規律を設けるものとする。

債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該行為について、1の取消しの請求をすることができる。

- (1) 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害する処分（以下この3において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。
- (2) 債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
- (3) 受益者が、当該行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則

特定の債権者に対する担保の供与等について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、1の取消しの請求をすることができる。

ア 当該行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この4において同じ。）の時に行われたもので

あること。

- イ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。
- (2) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、1の取消しの請求をすることができる。
 - ア 当該行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものであること。
 - イ 当該行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。
 - ウ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

5 過大な代物弁済等の特則

過大な代物弁済等について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、1の要件に該当するときは、債権者は、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、1の取消しの請求をすることができる。

6 転得者に対する詐害行為取消権の要件

転得者に対する詐害行為取消権の要件について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、受益者に対して1の取消しの請求をすることができる場合において、債務者がした行為によって受益者に移転した財産を転得した者がいるときは、当該転得者に対し、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、債務者がした行為の取消しを裁判所に請求することができる。

- (1) 当該転得者が受益者から転得した者である場合
当該転得者が、その転得の当時、債務者がした行為について債権者を害すべき事実を知っていたとき。
- (2) 当該転得者が他の転得者から転得した者である場合
当該転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為について債権者を害すべき事実を知っていたとき。

7 詐害行為取消権の行使の方法

詐害行為取消権の行使の方法について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 債権者は、1の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、当該行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。
- (2) 債権者は、6の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。
- (3) 1の請求に係る訴えについては、受益者を被告とし、6の請求に係る訴えについては、当該請求の相手方である転得者を被告とする。
- (4) 債権者は、1又は6の請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

8 詐害行為の取消しの範囲

詐害行為の取消しの範囲に関して、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 債権者は、1又は6の取消しの請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該行為の取消しを請求することができる。
- (2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。

9 直接の引渡し等

直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 債権者は、7(1)前段又は(2)前段により財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者又は転得者に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。
- (2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。

10 詐害行為の取消しの効果（民法第425条関係）

民法第425条の規律を次のように改めるものとする。

1又は6の取消しの請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

11 受益者の反対給付

受益者の反対給付について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、当該財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者が当該反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、価額の償還を請求することができる。

12 受益者の債権

受益者の債権について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（5による取消しの場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

13 転得者の反対給付及び債権

転得者の反対給付及び債権について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたときは、当該転得者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める権利を行使することができる。

ア 11に定める行為が取り消された場合

当該行為が受益者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたとすれば11によって生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

イ 12に定める行為が取り消された場合（5による取消しの場合を除く。）

当該行為が受益者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたとすれば12によって回復すべき受益者の債務者に対する債権

(2) (1)による転得者の債務者に対する権利行使は、当該転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付の価額又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

14 詐害行為取消権の期間の制限（民法第426条関係）

民法第426条の規律を次のように改めるものとする。

1又は6の取消しの請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。